

神奈川県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、神奈川県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、知事が行う。

（会議の公開）

第4条 会議は公開する。ただし、会議の内容が神奈川県情報公開条例第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生じさせるおそれがある場合は、この限りではない。

（議事録）

第5条 知事は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第6条 会議の事務局を政策局政策部総合政策課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。